

平成 2 1 年 度

事 業 概 要

千葉県中央障害者相談センター

千葉県東葛飾障害者相談センター

目 次

I 更生相談所の概要

1	設置目的	1
2	沿革	1
3	両センターの概要	2
	(1) 名称、所在地	2
	(2) センター区分	2
	(3) 組織	3
	(4) 業務分掌	3
	(5) 業務フロー図	4

II 身体障害者相談関係

1	業務内容	5
	(1) 相談・判定	5
	ア・所内相談	5
	イ・出張相談	5
	ウ・巡回相談	5
	エ・訪問相談	5
	(2) 聴覚及び言語障害者の相談	6
	(3) 障害者相談援助事業	6
	(4) 自立支援医療（更生医療）の審査	6
	(5) 障害程度の認定審査	6
	(6) 市町村職員研修会の開催等	6
2	業務取扱状況	7
	(1) 相談・判定実施状況	7
	(2) 障害別相談・判定実施状況	8～10
	(3) 相談会場別相談実施状況	11
	(4) 相談会場別補装具判定（交付）状況	12
	(5) 人工透析審査委員会審査状況	13
	(6) 心臓機能障害更生医療審査状況	13
	(7) 免疫機能障害更生医療審査状況	14
	(8) 聴能言語訓練件数	14
	<参考> ・身体障害者（児）手帳所有者数	15
	・身体障害者（児）手帳所有者障害別内訳	15

Ⅲ 知的障害者相談関係

1	業務内容	16
	(1) 相談・判定	16
	ア・所内相談	16
	イ・出張相談	16
	ウ・巡回相談	16
	エ・訪問相談	16
	(2) 障害者相談援助事業	16
	(3) 市町村職員研修会	16
2	業務取扱状況	17
	(1) 取扱人員	17
	(2) 相談実施状況	18
	(3) 判定実施状況	19
	(4) 判定書等交付件数	19
	(5) 相談会場別相談実施状況	20
	(6) 援護の実施者別相談実施状況	21～22
	(7) 療育手帳交付・再判定状況	23
	(8) 療育手帳程度別判定状況	24
	(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況	25
	(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計	25
	<参考> ・療育手帳所有者数等	26

Ⅳ 参 考 資 料

1	人工透析審査委員会設置運営要綱	27
2	障害程度審査委員会設置要綱	28
3	補聴器適合精密判定実施要領	29
4	身体障害者（児）巡回相談実施要領	30
5	障害者相談援助事業実施要領	31
6	障害福祉研修会実施要領	32
	・ 障害者福祉研修会幹事会当番表	33
	・ 障害者福祉研修会実施状況	34



I 更生相談所の概要



1 設置目的

中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センターは、身体障害者福祉法（S24. 12. 26 法律第283号）及び知的障害者福祉法（S35. 3. 31法律第37号）の規定に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、障害者の更生援護に関し市町村を通じて、障害者や家族の相談に応じ、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行う専門的・技術的中核機関として設置しています。

2 沿革

- | | |
|-------------|---|
| 昭和25年 5月 1日 | 千葉市吾妻町3-29 日本赤十字社千葉県支部内に千葉県身体障害者更生相談所を設置。 |
| 昭和34年12月 1日 | 千葉市加曽利町1536 千葉県身体障害者更生指導所が設置され、同所に併設のため移転。 |
| 昭和35年11月15日 | 同所に千葉県精神薄弱者更生相談所を設置。 |
| 昭和47年 8月 7日 | 千葉県身体障害者更生相談所及び千葉県精神薄弱者更生相談所を、千葉市天台1-10-3 千葉県中央児童相談所内に移転 |
| 昭和50年 5月17日 | 機構改革により、千葉県身体障害者更生相談所と千葉県精神薄弱者更生相談所が統合され、千葉県障害者相談センターとなる。 |
| 昭和56年 4月 1日 | 千葉市誉田町1-45-2 千葉県千葉リハビリテーションセンター（肢体不自由児施設、肢体不自由者更生施設、内部障害者更生施設補装具製作施設）が新設され、同センター内に移転。 |
| 平成 4年 4月 1日 | 千葉市が地方自治法による（政令）指定都市に移行される。
また、区制施行により住所が千葉市緑区誉田町1-45-2となる。 |
| 平成 6年 4月 1日 | 千葉市が地方自治法による（政令）指定都市に移行されたことに伴い、千葉市区域の身体障害者更生相談事務及び精神薄弱者更生相談事務を千葉市に引き継ぐ。 |
| 平成18年 8月 1日 | 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内に「東葛飾障害者相談センター」が設置され、「千葉県障害者相談センター」は、「中央障害者相談センター」に名称変更。 |

3 センターの概要

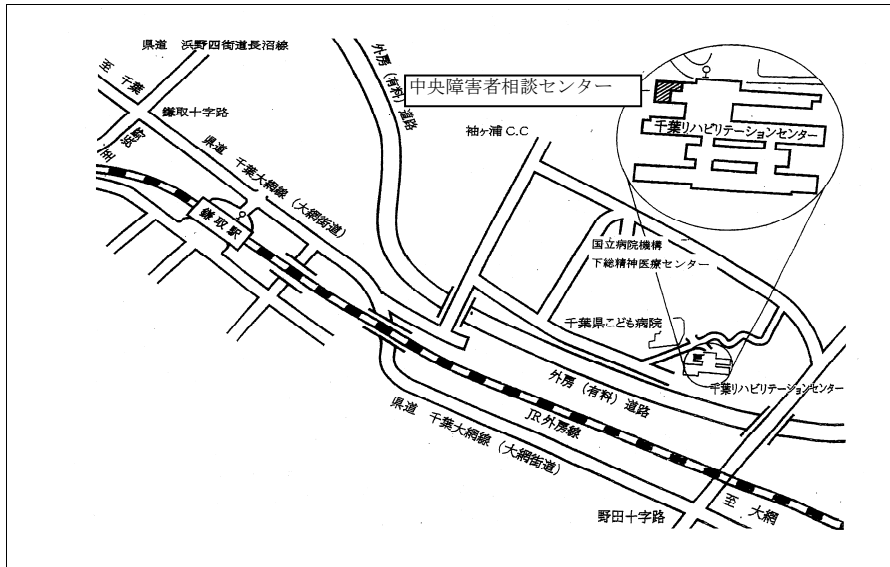
(1) 名称、所在地

ア 中央障害者相談センター

所在地：千葉市緑区誉田町1-45-2（千葉リハビリテーションセンター内）

電話：043-291-6872（代表）、FAX：043-291-8488

（案内図）

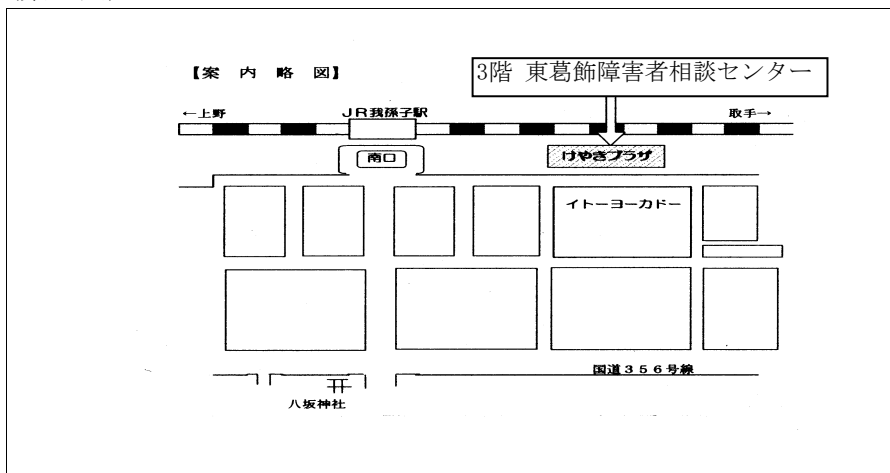


イ 東葛飾障害者相談センター

所在地：我孫子市本町3-1-2（けやきプラザ内）

電話：04-7165-2422（代表）、FAX：04-7165-2423

（案内図）



(2) センター区分

センター名	所管区域	備考
中央	千葉市及び東葛飾障害者相談センターの所管区域を除く全区域	27市16町1村
東葛飾	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 印西市 白井市 栄町	8市1町

(3) 組 織

平成22年4月1日

		中央障害者相談センター		東葛飾障害者相談センター	
		職員	嘱託(非常勤)	職員	嘱託(非常勤)
所 長(事務)		1		1	
次 長(事務)		1			
相 談 課	課長(事務)	(次長事務取扱)		1	
	身体障害者福祉司	2		1	
	知的障害者福祉司	2		1	
	事務職員	2	1	1	
判 定 課	課長(心理)	1		1	
	心理判定員	2	2	2	
	理学療法士	(2)		1	
	言語聴覚士	1(1)		1(1)	
	医 師		24		10
	看 護 師		1		1
計		12(3)	28	10(1)	11

※1 () 内は、兼務職員で外数。

2 東葛飾障害者相談センターには他に管理課が置かれている。

(4) 業務分掌

(相談課)

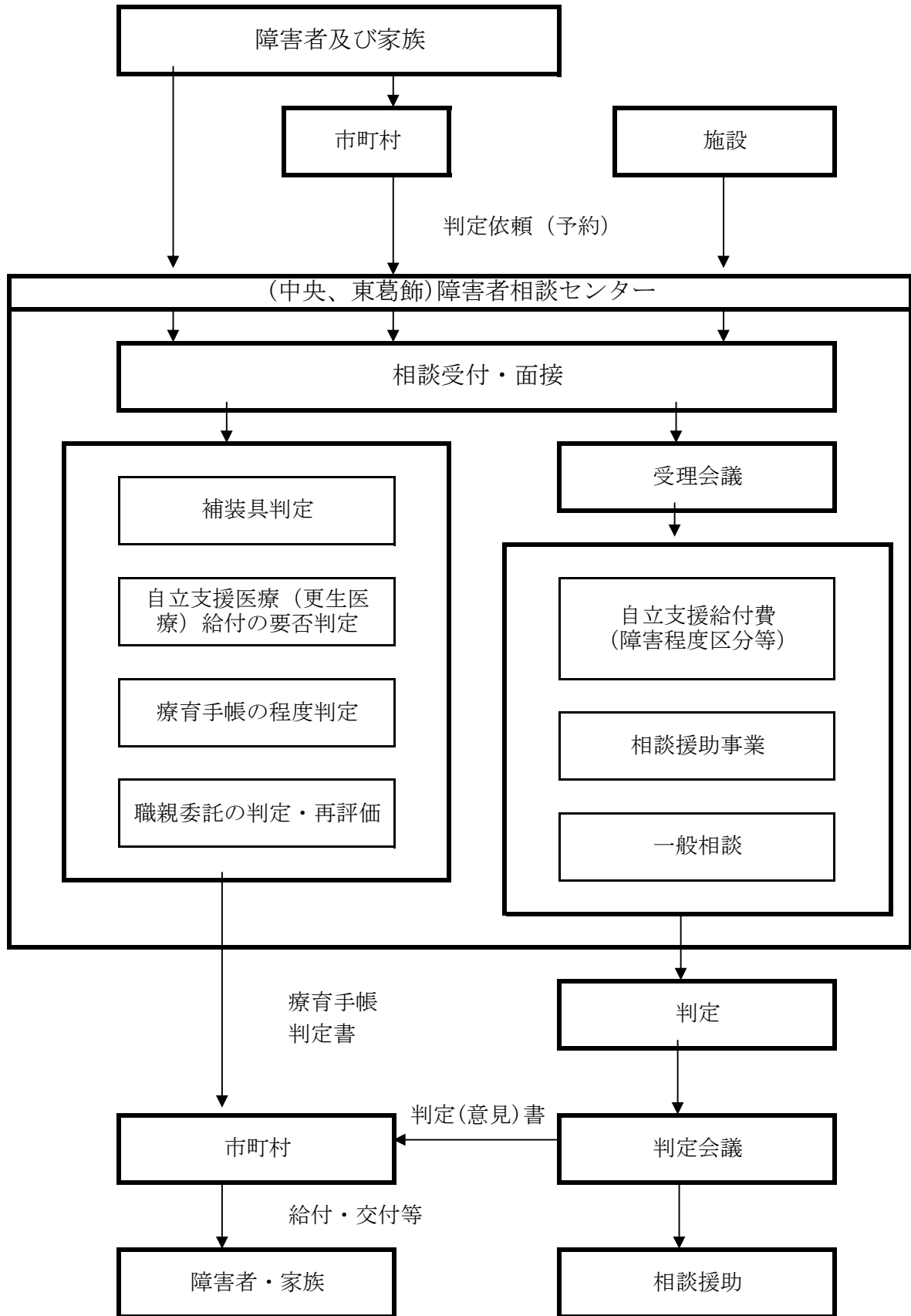
1. 補装具の処方及び適合等に関する相談業務
2. 自立支援医療（更生医療）の要否判定に関する事務
3. 療育手帳等に関する相談業務
4. 職親委託及び職業能力に関する相談業務
5. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
6. 統計資料の作成及び調査・研究業務

(判定課)

1. 身体障害者、知的障害者の心理学的判定及び職能的判定
2. 療育手帳の交付に係る心理学的判定及び手帳発行事務
3. 装具等の適否に係る身体機能的判定業務
4. 言語聴能に係る相談及び補聴器の装着訓練・指導業務
5. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
6. 医学的判定業務
 - (1) 補装具の処方及び適合に関する医学的判定
 - (2) 療育手帳の交付に係る医学的判定
 - (3) 自立支援医療（更生医療）の要否に係る医学的判定
 - (4) 特別児童扶養手当の認定に係る診断

* 東葛飾障害者相談センター管理課の分掌事務は、更生相談所関連事務以外のため本表から除く。

(5) 業務フロー図





Ⅱ 身体障害者相談関係



1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問すべての相談・判定を、予約制で行っています。

ア. 所内相談

一般相談は、月曜日から金曜日の毎日午前9時から午後5時まで行っています。（祝日及び年末年始を除く。）

なお、医学的判定を必要とする相談日については、次表のとおりです。

(H22. 4. 1)

		中央障害者相談センター		東葛飾障害者相談センター	
障害 区分別 相談日	肢体	毎月 第1	水曜日 午後	毎月 第1、第2	金曜日 午後
		毎月 第1、第3	金曜日 午後	毎月 第3	水曜日 午後
	視覚	毎月 第2	水曜日 午後	(中央と合同)	
		毎月 第1、第3	金曜日 午前	毎月 第1	火曜日、水曜日 午前
聴覚	毎月 第2	水曜日 午前	毎月 第2	水曜日 午前	
	毎月 第3	水曜日 午前	毎月 第3	水曜日 午前	
耳鼻	毎月 第1	木曜日 午後	毎月 第2	水曜日 午後	

イ. 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。

(H22. 4. 1)

	会場名	所在地	施設名	相談日
中央	船橋	船橋市薬円台5-31-1	船橋市社会福祉会館	第4 木曜日(奇数月) 午後
	船橋	船橋市湊町2-10-25	船橋市役所	第4 木曜日(偶数月) 午後
	成田	成田市飯田町90-1	成田赤十字病院	第2 火曜日 午前
	匝瑳	匝瑳市飯倉21	九十九里ホーム病院	第4 火曜日 //
	市原	市原市辰巳台東2-16	千葉労災病院	第2 木曜日 //
	茂原	茂原市茂原1102-1	長生健康福祉センター	第3 木曜日 午後
	木更津	木更津市潮見2-9	木更津市民総合福祉会館	第4 水曜日 //
	館山	館山市北条2198-3	伊賀整形外科クリニック	第1 火曜日 //
東葛飾	松戸	松戸市上本郷4005	国保松戸市立病院	第3 火曜日 //

※ 相談日は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ. 巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して実施計画を作成し、市町村等の関係者の協力を得て行っています。

エ. 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 聴覚及び言語障害者の相談

聴覚及び言語の障害を有する方の聴覚、言語機能や能力の検査、評価、診断を行い、これに基づく治療又は指導方針を立案、実践することにより、障害の軽減、機能の回復並びに増進を図ることを目的として、次のとおり相談を行っています。

(対象者)

- | | |
|------------|------------|
| ア. 言語発達遅滞 | オ. 失語症 |
| イ. 聴覚障害 | カ. 麻痺性構音障害 |
| ウ. 吃音 | キ. 口蓋裂 |
| エ. 機能的構音障害 | ク. 脳性マヒ |

(相談日時)

毎週月曜日から金曜日まで（予約制）
時間は、午前9時から午後5時まで

(3) 障害者相談援助事業

身体障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

(4) 自立支援医療(更生医療)の審査

自立支援医療(更生医療)の可否意見書について、専門医を委嘱して審査を行っています。

なお、腎臓機能障害者に対する人工透析の可否を審査するため、人工透析審査委員会を設置し、適用開始日、給付内容等について審査を行っています。

(5) 障害程度の認定審査

身体障害者手帳の交付申請にあたり、障害程度の認定に適正を期するため、特に、専門的な知識及び技術を必要とする事項について、障害程度審査委員会を設置し、審査を行っています。

(6) 市町村職員研修会の開催等

市町村が行う援護の実施に関し、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況 (21年度実績)

(1) 相談・判定実施状況

区分		取扱 実人員	相談内容							判定内容					判定書 交付 件数	
			自立支 援医療	補装具	職業	施設	生活	その他	計	医学判定			心理 判定	職能 判定		計
										自立支 援医療	補装具	施設 入所				
所内	中央	2,666	2,150	707	0	0	6	298	3,161	2,150	707	0	0	0	2,857	2,572
	東葛飾	1,311	666	643	0	0	0	2	1,311	666	626	0	0	0	1,292	994
	計	3,977	2,816	1,350	0	0	6	300	4,472	2,816	1,333	0	0	0	4,149	3,566
出張	中央	878	0	1,211	0	0	0	0	1,211	0	1,211	0	0	0	1,211	608
	東葛飾	183	0	183	0	0	0	0	183	0	182	0	0	0	182	99
	計	1,061	0	1,394	0	0	0	0	1,394	0	1,393	0	0	0	1,393	707
巡回	中央	23	0	41	0	0	0	0	41	0	41	0	0	0	41	21
	東葛飾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	23	0	41	0	0	0	0	41	0	41	0	0	0	41	21
訪問	中央	65	0	94	0	0	0	0	94	0	95	0	0	0	95	72
	東葛飾	11	0	10	0	0	0	1	11	0	10	0	1	0	11	10
	計	76	0	104	0	0	0	1	105	0	105	0	1	0	106	82
計	中央	3,632	2,150	2,053	0	0	6	298	4,507	2,150	2,054	0	0	0	4,204	3,273
	東葛飾	1,505	666	836	0	0	0	3	1,505	666	818	0	1	0	1,485	1,103
	計	5,137	2,816	2,889	0	0	6	301	6,012	2,816	2,872	0	1	0	5,689	4,376

(2) 障害別相談・判定実施状況（中央障害者相談センター取扱）

障害区分	取扱区分	取扱 実 人員	相談の状況									障害区分	取扱 実 人員	判定の状況								
			自立 支援 医療	補 装 具	職 業	施 設	生 活	身 障 手 帳	医 療	そ の 他	合 計			自立 支援 医療	補装具				合 計			
															交付		修理			適 合		
															要	否	要	否				
視覚	所内	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	所内	1	1	0	1	0	0	0	0	2
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	計	1	1	0	1	0	0	0	0	2
聴覚	所内	131	0	250	0	0	0	0	6	219	475	所内	119	0	0	112	0	7	0	131	250	
	出張	451	0	748	0	0	0	0	0	0	748	出張	428	0	0	328	0	15	0	405	748	
	巡回	23	0	41	0	0	0	0	0	0	41	巡回	23	0	0	20	0	1	0	20	41	
	訪問	9	0	17	0	0	0	0	0	0	17	訪問	9	0	0	9	0	0	0	9	18	
	計	614	0	1,056	0	0	0	0	6	219	1,281	計	579	0	0	469	0	23	0	565	1,057	
音声・言語	所内	79	2	0	0	0	0	0	0	79	81	所内	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	17	0	17	0	0	0	0	0	0	17	訪問	17	0	0	16	1	0	0	0	17	
	計	96	2	17	0	0	0	0	0	79	98	計	17	2	0	16	1	0	0	0	19	
肢体	所内	353	45	456	0	0	0	0	0	0	501	所内	353	45	0	290	0	13	0	153	501	
	出張	427	0	463	0	0	0	0	0	0	463	出張	427	0	0	246	0	19	0	198	463	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	39	0	60	0	0	0	0	0	0	60	訪問	39	0	0	47	0	0	0	13	60	
	計	819	45	979	0	0	0	0	0	0	1,024	計	819	45	0	583	0	32	0	364	1,024	
内部	所内	2,102	2,102	0	0	0	0	0	0	0	2,102	所内	2,102	2,101	1	0	0	0	0	0	2,102	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	出張	0	0	0	0	0	0	0	0		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	2,102	2,102	0	0	0	0	0	0	0	2,102	計	2,102	2,101	1	0	0	0	0	0	2,102	
総計	3,632	2,150	2,053	0	0	0	0	6	298	4,507	総計	3,518	2,149	1	1,069	1	55	0	929	4,204		
総計の内訳	所内	2,666	2,150	707	0	0	0	0	6	298	3,161	所内	2,575	2,149	1	403	0	20	0	284	2,857	
	出張	878	0	1,211	0	0	0	0	0	0	1,211	出張	855	0	0	574	0	34	0	603	1,211	
	巡回	23	0	41	0	0	0	0	0	0	41	巡回	23	0	0	20	0	1	0	20	41	
	訪問	65	0	94	0	0	0	0	0	0	94	訪問	65	0	0	72	1	0	0	22	95	

(2) 障害別相談・判定実施状況（東葛飾障害者相談センター取扱）

障害区分	取扱区分	取扱 実 人員	相談の状況								取扱 実 人員	障害区分	取扱 実 人員	判定の状況							合 計	
			自立 支 援 医 療	補 装 具	職 業	施 設	生 活	身 障 手 帳	医 療	そ の 他				合 計	自立支 援医療		補装具					適 合
															要	否	交付		修理			
																	要	否	要	否		
視覚	所内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
聴覚	所内	323	1	320	0	0	0	0	0	2	323	323	1	0	151	1	0	0	151	304		
	出張	89	0	89	0	0	0	0	0	0	89	89	0	0	43	0	0	0	41	84		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	412	1	409	0	0	0	0	0	2	412	412	1	0	194	1	0	0	192	388		
音声・言語	所内	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2		
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	5	0	5	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	5	0	0	0	0	5		
	計	7	2	5	0	0	0	0	0	0	7	7	2	0	5	0	0	0	0	7		
肢体	所内	335	12	323	0	0	0	0	0	0	335	335	12	0	322	0	0	0	146	480		
	出張	94	0	94	0	0	0	0	0	0	94	94	0	0	94	0	0	0	37	131		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	6	0	5	0	0	0	0	0	1	6	6	0	0	5	0	0	0	0	5		
	計	435	12	422	0	0	0	0	0	1	435	435	12	0	421	0	0	0	183	616		
内部	所内	651	651	0	0	0	0	0	0	0	651	651	651	0	0	0	0	0	0	651		
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	651	651	0	0	0	0	0	0	0	651	651	651	0	0	0	0	0	0	651		
総計		1,505	666	836	0	0	0	0	0	3	1,505	1,505	666	0	620	1	0	0	375	1,662		
総計の内訳	所内	1,311	666	643	0	0	0	0	0	2	1,311	1,311	666	0	473	1	0	0	297	1,437		
	出張	183	0	183	0	0	0	0	0	0	183	183	0	0	137	0	0	0	78	215		
	巡回		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	11	0	10	0	0	0	0	0	1	11	11	0	0	10	0	0	0	0	10		

(2) 障害別相談・判定実施状況（全県）

障害区分	取扱区分	取扱 実 人員	相談の状況									障害区分	取扱 実 人員	判定の状況									
			自立 支援 医療	補 装 具	職 業	施 設	生 活	身 障 手 帳	医 療	そ の 他	合 計			自立支 援医療	補装具						合 計		
															交付		修理		適 合				
															要	否	要	否					
視覚	所内	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	視覚	所内	1	1	0	1	0	0	0	0	2
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2		計	1	1	0	1	0	0	0	0	2
聴覚	所内	454	1	570	0	0	0	0	6	221	798	聴覚	所内	442	1	0	263	1	7	0	282	554	
	出張	540	0	837	0	0	0	0	0	0	837		出張	517	0	0	371	0	15	0	446	832	
	巡回	23	0	41	0	0	0	0	0	0	41		巡回	23	0	0	20	0	1	0	20	41	
	訪問	9	0	17	0	0	0	0	0	0	17		訪問	9	0	0	9	0	0	0	9	18	
	計	1,026	1	1,465	0	0	0	0	6	221	1,693		計	991	1	0	663	1	23	0	757	1,445	
音声・言語	所内	81	4	0	0	0	0	0	0	79	83	音声・言語	所内	2	4	0	0	0	0	0	0	4	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	22	0	22	0	0	0	0	0	0	22		訪問	22	0	0	21	1	0	0	0	22	
	計	103	4	22	0	0	0	0	0	79	105		計	24	4	0	21	1	0	0	0	26	
肢体	所内	688	57	779	0	0	0	0	0	0	836	肢体	所内	688	57	0	612	0	13	0	299	981	
	出張	521	0	557	0	0	0	0	0	0	557		出張	521	0	0	340	0	19	0	235	594	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	45	0	65	0	0	0	0	0	1	66		訪問	45	0	0	52	0	0	0	13	65	
	計	1,254	57	1,401	0	0	0	0	0	1	1,459		計	1,254	57	0	1,004	0	32	0	547	1,640	
内部	所内	2,753	2,753	0	0	0	0	0	0	0	2,753	内部	所内	2,753	2,752	1	0	0	0	0	0	2,753	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		出張	0	0	0	0	0	0	0	0		
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		巡回	0	0	0	0	0	0	0	0		
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		訪問	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	2,753	2,753	0	0	0	0	0	0	0	2,753		計	2,753	2,752	1	0	0	0	0	0	2,753	
総計	5,137	2,816	2,889	0	0	0	0	6	301	6,012	総計	5,023	2,815	1	1,689	2	55	0	1,304	5,866			
総計の内訳	所内	3,977	2,816	1,350	0	0	0	0	6	300	4,472	総計の内訳	所内	3,886	2,815	1	876	1	20	0	581	4,294	
	出張	1,061	0	1,394	0	0	0	0	0	0	1,394		出張	1,038	0	0	711	0	34	0	681	1,426	
	巡回	23	0	41	0	0	0	0	0	0	41		巡回	23	0	0	20	0	1	0	20	41	
	訪問	76	0	104	0	0	0	0	0	1	105		訪問	76	0	0	82	1	0	0	22	105	

(3) 相談会場別相談実施状況

管轄	区分	実施会場	取扱人員	障害区分					相談内容別件数									
				視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	合計	自立支援医療	補装具	職業	施設	生活	手帳	医療	その他	計
中央障害者相談センター	所内（来所）相談		765	0	475	0	436	0	911	0	686	0	0	0	0	6	292	984
	出張	成田 出張相談所	149	0	133	0	78	0	211	0	211	0	0	0	0	0	0	211
		匝瑳 "	40	0	54	0	10	0	64	0	64	0	0	0	0	0	0	64
		市原 "	126	0	114	0	75	0	189	0	189	0	0	0	0	0	0	189
		館山 "	90	0	73	0	53	0	126	0	126	0	0	0	0	0	0	126
		茂原 "	91	0	69	0	54	0	123	0	123	0	0	0	0	0	0	123
		木更津 "	164	0	125	0	62	0	187	0	187	0	0	0	0	0	0	187
		船橋 "	218	0	180	0	131	0	311	0	311	0	0	0	0	0	0	311
		計	878	0	748	0	463	0	1,211	0	1,211	0	0	0	0	0	0	1,211
	巡回相談	H21.5.29 習志野市	9	0	16	0	0	0	16	0	16	0	0	0	0	0	0	16
		H21.9.2 習志野市	5	0	10	0	0	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	10
		H22.2.3 習志野市	9	0	14	0	0	0	14	0	14	0	0	0	0	0	0	14
	巡回（計）		23	0	40	0	0	0	40	0	40	0	0	0	0	0	0	40
	訪問相談		65	0	17	17	60	0	94	0	94	0	0	0	0	0	0	94
所内（書類）相談		2,172	2	4	2	65	2,102	2,175	2,150	25	0	0	0	0	0	0	2,175	
計（中央）		3,903	2	1,284	19	1,024	2,102	4,431	2,150	2,056	0	0	0	0	6	292	4,504	
東葛飾障害者相談センター	所内（来所）相談		637	0	322	0	323	0	645	0	643	0	0	0	0	2	0	645
	出張	松戸出張相談	183	0	89	0	94	0	183	0	183	0	0	0	0	0	0	183
		柏出張相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	183	0	89	0	94	0	183	0	183	0	0	0	0	0	0	183
	巡回		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問相談		11	0	0	5	6	0	11	0	10	0	0	0	0	1	0	11
	所内（書類）相談		674	0	1	2	12	651	666	666	0	0	0	0	0	0	0	666
計（東葛飾）		1,505	0	412	7	435	651	1,505	666	836	0	0	0	0	3	0	1,505	
全県	所内（来所）相談		1,402	0	797	0	759	0	1,556	0	1,329	0	0	0	0	8	292	1,629
	出張相談		1,061	0	837	0	557	0	1,394	0	1,394	0	0	0	0	0	0	1,394
	巡回相談		23	0	40	0	0	0	40	0	40	0	0	0	0	0	0	40
	訪問相談		76	0	17	22	66	0	105	0	104	0	0	0	0	1	0	105
	所内（書類）相談		2,846	2	5	4	77	2,753	2,841	2,816	25	0	0	0	0	0	0	2,841
	総計		5,408	2	1,696	26	1,459	2,753	5,936	2,816	2,892	0	0	0	0	9	292	6,009

(4) 相談会場別補装具判定（交付）状況

管轄	区分	実施会場	補聴器			義肢		装具			車いす	電動車いす	座位保持装置	重度障害者用 意思伝達装置	その他	小計	適合判定	計	(管轄外)
			高度	重度	その他	上肢	下肢	上肢	体幹	下肢									
中央障害者相談センター	所内（来所）相談		52	41	1	2	55	2	0	73	68	30	53	0	0	377	153	530	26
	出張相談	成田 出張相談所	46	10	0	2	18	0	0	13	3	0	0	0	0	92	42	134	1
		匝瑳 "	12	9	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	25	6	31	0
		市原 "	30	9	0	0	16	0	0	28	4	0	0	0	0	87	27	114	0
		館山 "	19	5	0	1	0	0	0	25	3	0	1	0	0	54	23	77	0
		茂原 "	13	13	0	0	11	1	0	8	9	0	1	0	0	56	24	80	0
		木更津 "	33	9	0	0	7	0	0	26	9	0	0	0	0	84	20	104	3
		船橋 "	39	20	0	1	25	0	0	26	12	0	10	0	0	133	56	189	1
		計	192	75	0	4	77	2	0	128	41	0	12	0	0	531	198	729	5
	巡回相談	H21.5.29 習志野市	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0
		H21.9.2 習志野市	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
		H22.2.3 習志野市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
	巡回（計）		9	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15	0
	訪問相談		6	1	0	0	0	0	0	0	22	5	20	17	0	71	13	84	0
所内（書類）相談		3	1	0	0	0	0	0	0	6	11	3	0	1	25	0	25	0	
計（中央）		262	124	1	6	132	4	0	201	137	46	88	17	1	1,019	364	1,383	31	
東葛飾障害者相談センター	所内（来所）相談		110	35	6	1	103	0	0	110	36	35	32	0	0	468	295	763	10
	出張相談	松戸出張相談所	37	6	0	0	36	0	0	52	6	0	0	0	0	137	80	217	26
		柏出張相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	37	6	0	0	36	0	0	52	6	0	0	0	0	137	80	217	26
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問相談		0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	3	0	10	0	10	0
	所内（書類）相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	5	0	5	0
計（東葛飾）		147	41	6	1	139	0	0	162	45	37	37	5	0	620	375	995	36	
全県	所内（来所）相談		162	76	7	3	158	2	0	183	104	65	85	0	0	845	448	1,293	36
	出張相談		229	81	0	4	113	2	0	180	47	0	12	0	0	668	278	946	31
	巡回相談		9	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15	0
	訪問相談		6	1	0	0	0	0	0	0	25	5	24	20	0	81	13	94	0
	所内（書類）相談		3	1	0	0	0	0	0	0	6	13	4	2	1	30	0	30	0
	総計		409	165	7	7	271	4	0	363	182	83	125	22	1	1,639	739	2,378	67

(5) 人工透析審査委員会審査状況

		審査件数			
		総計	新規	継続	変更
平成21年度	中央障害者 相談センター	1,567	191	690	686
	東葛飾障害者 相談センター	499	74	258	167
	計	2,066	265	948	853
平成20年度	中央障害者 相談センター	1,393	182	533	678
	東葛飾障害者 相談センター	435	72	230	133
	計	1,828	254	763	811
平成19年度	中央障害者 相談センター	1,167	423	313	431
	東葛飾障害者 相談センター	515	212	144	159
	計	1,682	635	457	590
平成18年度		503	201	146	156
平成17年度		343	41	168	134

(6) 心臓機能障害更生医療審査状況

		総計	新規	変更	バイパス 術	ペーサー カー	弁置換	開心 根治術	その他
平成21年度	中央障害者 相談センター	44	44	0	9	16	13	2	4
	東葛飾障害者 相談センター	14	14	0	1	9	1	0	3
	計	58	58	0	10	25	14	2	7
平成20年度	中央障害者 相談センター	57	57	0	20	17	11	0	9
	東葛飾障害者 相談センター	22	22	0	4	6	3	2	7
	計	79	79	0	24	23	14	2	16
平成19年度	中央障害者 相談センター	99	96	3	24	20	20	9	26
	東葛飾障害者 相談センター	37	37	0	9	7	6	3	12
	計	136	133	3	33	27	26	12	38
平成18年度		418	416	2	109	82	95	37	95
平成17年度		1,040	1,036	4	229	146	228	94	343

(7) 免疫機能障害更生医療審査状況

		審査件数			
		総計	新規	継続	変更
平成21年度	中央障害者 相談センター	460	66	331	63
	東葛飾障害者 相談センター	137	18	99	20
	計	597	84	430	83
平成20年度	中央障害者 相談センター	388	64	294	30
	東葛飾障害者 相談センター	131	25	99	7
	計	519	89	393	37
平成19年度	中央障害者 相談センター	352	50	242	60
	東葛飾障害者 相談センター	125	18	89	18
	計	477	68	331	78
平成18年度		394	53	275	66
平成17年度		415	80	248	87

(8) 聴能言語訓練件数

聴覚障害	失語症	麻痺性構音障害	言語発達遅滞	機能的構音障害	口蓋裂	吃音	音声障害	脳性マヒ	その他	合計
95	16	14	9	3	14	36	0	0	0	187

<参 考>

身体障害者（児）手帳所有者数

区 分	重 度		中 度		軽 度		計
	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)	
18歳以上	57,213		42,196		11,921		111,330
	38,200	19,013	16,911	25,285	6,028	5,893	
18歳未満	1,771		575		304		2,650
	1,338	433	359	216	81	223	
計	58,984		42,771		12,225		113,980
	39,538	19,446	17,270	25,501	6,109	6,116	

(千葉県・船橋市・柏市を除く。) 県障害福祉課調 H22. 3. 31 現在

身体障害者（児）手帳所有者障害別内訳

区 分	視覚	聴覚	音声	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	ぼうこう	小腸	免疫	計
		平衡	言語	不自由				直腸			
18歳以上	7,863	7,701	1,556	61,248	17,198	8,724	1,757	4,717	103	463	111,330
18歳未満	103	442	23	1,686	278	23	22	62	8	3	2,650
計	7,966	8,143	1,579	62,934	17,476	8,747	1,779	4,779	111	466	113,980

(千葉県・船橋市・柏市を除く。) 県障害福祉課調 H22. 3. 31 現在



Ⅲ 知的障害者相談関係



1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問すべての相談・判定を、予約制で行っています。

ア 所内相談

一般相談は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで行っています。（祝日及び年末年始を除く。）

なお、医学的判定を必要とする相談については、次のとおり行っています。

(H22. 4. 1)

	中央障害者相談センター			東葛飾障害者相談センター		
相談日	第1、第3	火曜日	午後	第2、第4	木曜日	午後
	第2、第4	水曜日	〃	第4	月曜日	〃
				不定期の火曜日		午前

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。

(H22. 4. 1)

	会場名	所在地	施設名	相談日	時間
中央	市川	市川市国府台1-7-1	国府台病院	第3金曜日	午後
	船橋	船橋市湊町2-10-25	船橋市役所	第1金曜日	〃
	旭	旭市イの1326	国保旭中央病院	第1木曜日	〃
	東金	東金市家徳38-1	浅井病院	第2金曜日	〃
	夷隅	夷隅郡大多喜町上原786	大多喜病院	第4金曜日	午前
	木更津	木更津市岩根2-3-1	木更津病院	不定期	〃
	館山	館山市館山183	田村病院	第4火曜日	午後
	幕張	千葉市美浜区豊砂5	県精神科医療センター	第2火曜日	〃
匝瑳	匝瑳市八日市場ホ3292	藤田病院	第3月曜日	〃	
東葛飾	柏	柏市西原7-6-1	初石病院	第1火曜日	午後

※ 相談日は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ 巡回相談

障害者の利便性を考慮し、実施機関等の要望を基に実施計画を定め、関係機関の協力を得て行っています。

エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 障害者相談援助事業

知的障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

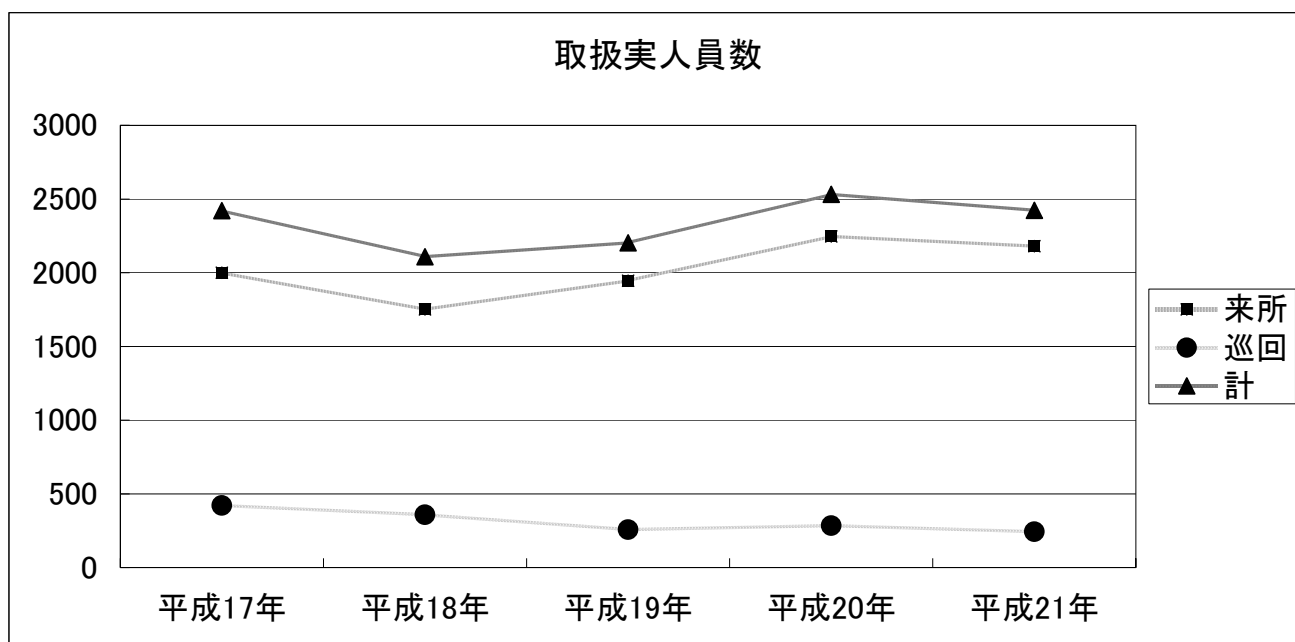
(3) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況

(1) 取扱実人員 (平成17年度～平成21年度)

	区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中央	来所	2,000	1,399	1,322	1,570	1,509
	巡回	421	316	231	261	224
	計	2,421	1,715	1,553	1,831	1,733
東葛飾	来所		352	624	677	671
	巡回		42	26	24	19
	計		394	650	701	690
合計	来所	2,000	1,751	1,946	2,247	2,180
	巡回	421	358	257	285	243
	計	2,421	2,109	2,203	2,532	2,423



(2) 相談実施状況 (延件数)

	区分	相談内容								
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
中央	来所	7	1	16	11	49	0	1,483	64	1,631
	巡回	17	0	34	17	119	0	208	18	413
	計	24	1	50	28	168	0	1,691	82	2,044
東葛飾	来所	5	0	8	6	12	0	746	158	935
	巡回	0	0	0	1	0	0	16	5	22
	計	5	0	8	7	12	0	762	163	957
合計	来所	12	1	24	17	61	0	2,229	222	2,566
	巡回	17	0	34	18	119	0	224	23	435
	計	29	1	58	35	180	0	2,453	245	3,001

相談内容「その他」の主な内訳

	区分	特別児童 扶養手当	職親委託 再評価	障害程度 区分	強度行動 障害	相談援助 事業	その他	計
中央	来所	64	0	0	0	0	0	64
	巡回	4	2	0	10	0	2	18
	計	68	2	0	10	0	2	82
東葛飾	来所	27	0	0	0	47	84	158
	巡回	0	1	0	4	0	0	5
	計	27	1	0	4	47	84	163
合計	来所	91	0	0	0	47	84	222
	巡回	4	3	0	14	0	2	23
	計	95	3	0	14	47	86	245

(3) 判定実施状況

	区分	判定内容				計
		医学判定	心理判定	職能判定	その他	
中央	来所	201	1,499	1	0	1,701
	巡回	56	214	2	10	282
	計	257	1,713	3	10	1,983
東葛飾	来所	80	663	0	0	743
	巡回	7	20	0	1	28
	計	87	683	0	1	771
合計	来所	281	2,162	1	0	2,444
	巡回	63	234	2	11	310
	計	344	2,396	3	11	2,754

(4) 判定書等交付件数

	区分	判定内容			計
		障害程度区分	療育手帳	その他	
中央	来所	0	1,391	424	1,815
	巡回	0	170	16	186
	計	0	1,561	440	2,001
東葛飾	来所	0	660	129	789
	巡回	0	15	5	20
	計	0	675	134	809
合計	来所	0	2,051	553	2,604
	巡回	0	185	21	206
	計	0	2,236	574	2,810

(5) 相談会場別相談実施状況

	相談区分	取扱 実人員	相談内容										
			施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計		
所 内 相 談	中 央	来 所	502	7	1	16	11	49	0	476	64	624	
		書 類	1,007	0	0	0	0	0	0	1,007	0	1,007	
		小 計	1,509	7	1	16	11	49	0	1,483	64	1,631	
	東 葛 飾	来 所	288	2	0	4	2	5	0	288	76	377	
		書 類	373	0	0	0	0	0	0	373	0	373	
		小 計	661	2	0	4	2	5	0	661	76	750	
	合 計	来 所	790	9	1	20	13	54	0	764	140	1,001	
		書 類	1,380	0	0	0	0	0	0	1,380	0	1,380	
		合 計	2,170	9	1	20	13	54	0	2,144	140	2,381	
出 張 相 談	中 央	船橋出張相談所	32	3	0	6	0	14	0	32	0	55	
		夷隅出張相談所	21	1	0	4	3	16	0	21	0	45	
		東金出張相談所	23	2	0	3	0	13	0	23	0	41	
		旭出張相談所	33	1	0	9	4	20	0	33	2	69	
		館山出張相談所	29	2	0	1	3	18	0	29	0	53	
		市川出張相談所	25	1	0	4	4	20	0	24	1	54	
		木更津出張相談所	28	1	0	6	3	15	0	27	1	53	
		小 計	191	11	0	33	17	116	0	189	4	370	
	東 葛 飾	柏出張会場	6	0	0	0	1	0	0	6	0	7	
		小 計	6	0	0	0	1	0	0	6	0	7	
	合 計	197	11	0	33	18	116	0	195	4	377		
	訪 問 相 談	中 央	巡 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			家 庭	4	2	0	1	0	2	0	4	0	9
病 院			3	2	0	0	0	0	0	3	0	5	
施 設			21	0	0	0	0	1	0	11	10	22	
職 親 宅			2	1	0	0	0	0	0	0	2	3	
そ の 他			3	1	0	0	0	0	0	1	2	4	
小 計			33	6	0	1	0	3	0	19	14	43	
東 葛 飾		巡 回	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
		家 庭	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
		病 院	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
		施 設	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4	
		職 親 宅	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
		そ の 他	13	3	0	4	4	7	0	85	87	190	
		小 計	23	3	0	4	4	7	0	95	87	200	
合 計		56	9	0	5	4	10	0	114	101	243		
合 計	2,423	29	1	58	35	180	0	2,453	245	3,001			

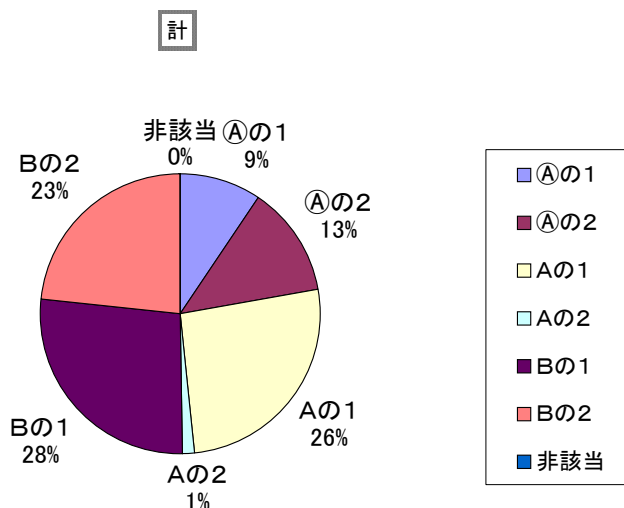
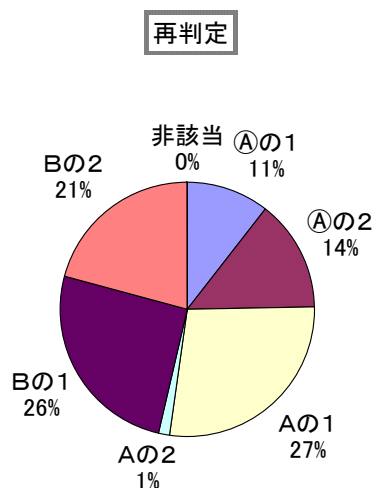
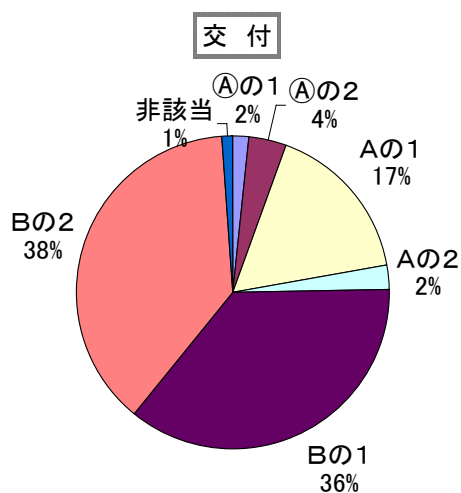
(6) 援護の実施者別相談実施状況

	援護の実施者	取扱 実人数	来所・巡回別				相談内容															合計
			来所			巡回	療育 手帳	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	その他								
			面接	書類	計									特児	相談 援助	職親 再評価	強行	障害程 度区分	その他	小計		
	銚子市	48	1	35	36	12	48	1	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	59	
	市川市	171	51	145	196	26	166	2	0	6	2	26	0	8	0	0	0	0	0	0	8	210
	船橋市	241	64	205	269	36	233	2	0	5	4	31	0	11	0	0	5	0	0	0	16	291
	館山市	44	2	29	31	15	43	1	0	2	1	8	0	0	0	0	1	0	0	0	1	56
	木更津市	64	11	47	58	17	63	1	0	2	1	6	0	1	0	0	1	0	0	0	2	75
	茂原市	39	18	39	57	0	37	1	0	1	1	3	0	4	0	0	0	0	0	0	4	47
	成田市	55	25	54	79	1	54	1	0	3	2	7	0	2	0	0	0	0	0	0	2	69
	佐倉市	83	35	83	118	0	80	2	0	2	3	11	0	4	0	0	0	0	0	0	4	102
	東金市	22	6	19	25	3	21	0	0	1	0	2	0	2	0	1	0	0	0	0	3	27
	旭市	33	5	21	26	12	33	1	0	2	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	2	41
	習志野市	75	26	75	101	0	72	1	0	1	2	2	0	3	0	0	0	0	0	0	3	81
	勝浦市	22	1	14	15	8	22	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	26
	市原市	131	48	127	175	4	130	2	0	1	2	9	0	4	0	0	0	0	0	0	4	148
中	八千代市	76	34	73	107	3	71	1	0	2	1	4	0	6	0	0	0	0	0	0	6	85
	鴨川市	24	1	18	19	6	24	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
	君津市	47	12	38	50	9	46	1	0	1	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	1	54
	富津市	51	12	43	55	8	50	1	0	1	0	3	0	1	0	0	1	0	0	1	3	58
央	浦安市	43	20	41	61	2	41	1	0	1	0	4	0	3	0	0	0	0	0	0	3	50
	四街道市	46	17	44	61	2	46	1	0	1	2	5	0	1	0	0	0	0	0	0	1	56
	袖ヶ浦市	33	12	33	45	0	33	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	37
	八街市	47	23	45	68	2	47	0	0	2	1	6	0	3	0	0	0	0	0	0	3	59
	富里市	26	12	24	36	2	23	0	0	1	1	2	0	2	0	1	0	0	0	0	3	30
	南房総市	22	1	16	17	6	22	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
	匝瑳市	20	3	16	19	4	20	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	香取市	74	14	64	78	10	74	1	0	1	0	2	0	3	0	0	1	0	0	0	4	82
	山武市	39	10	31	41	8	39	1	0	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	45
	いすみ市	23	5	17	22	6	22	0	0	1	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	2	27
	酒々井町	16	8	16	24	0	15	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	神崎町	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	多古町	5	2	5	7	0	5	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	8
	東庄町	6	0	3	3	3	6	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9

	援護の実施者	取扱人数	来所・巡回別				相談内容															合計
			来所			巡回	療育手帳	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他								
			面接	書類	計									特児	相談援助	職親再評価	強行	障害程度区分	その他	小計		
中 央	芝山町	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	横芝光町	12	4	0	4	4	11	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	14
	一宮町	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	睦沢町	9	1	0	1	5	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	長生村	10	2	0	2	0	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	白子町	8	3	0	3	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	長柄町	6	2	0	2	0	6	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	長南町	3	1	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	大多喜町	7	0	0	0	3	7	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	御宿町	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	鋸南町	7	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	県外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1,698	493	1,421	1,914	220	1,657	23	0	49	27	166	0	68	0	2	10	0	1	81	2,003		
東 葛 飾	松戸市	222	90	125	215	7	240	3	0	2	2	1	0	7	0	0	2	0	26	35	283	
	野田市	75	29	42	71	4	85	0	0	1	1	1	0	6	0	0	0	0	9	15	103	
	柏市	158	64	91	155	3	177	2	0	1	1	4	0	3	18	1	1	0	15	38	223	
	流山市	53	21	31	52	1	59	0	0	1	2	2	0	1	0	0	0	0	8	9	73	
	我孫子市	69	34	33	67	2	68	0	0	0	0	0	0	6	29	0	0	0	7	42	110	
	鎌ヶ谷市	45	26	19	45	0	50	0	0	1	1	3	0	1	0	0	0	0	10	11	66	
	印西市	27	13	14	27	0	30	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	5	35	
	白井市	20	11	7	18	2	27	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3	31	
	印旛村	5	3	2	5	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	7	
	本埜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	栄町	16	7	9	16	0	18	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	20	
	県外	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	3	6	
小計	690	298	373	671	19	762	5	0	8	7	12	0	27	47	1	4	0	84	163	957		
合計	2,388	791	1,794	2,585	239	2,419	28	0	57	34	178	0	95	47	3	14	0	85	244	2,960		

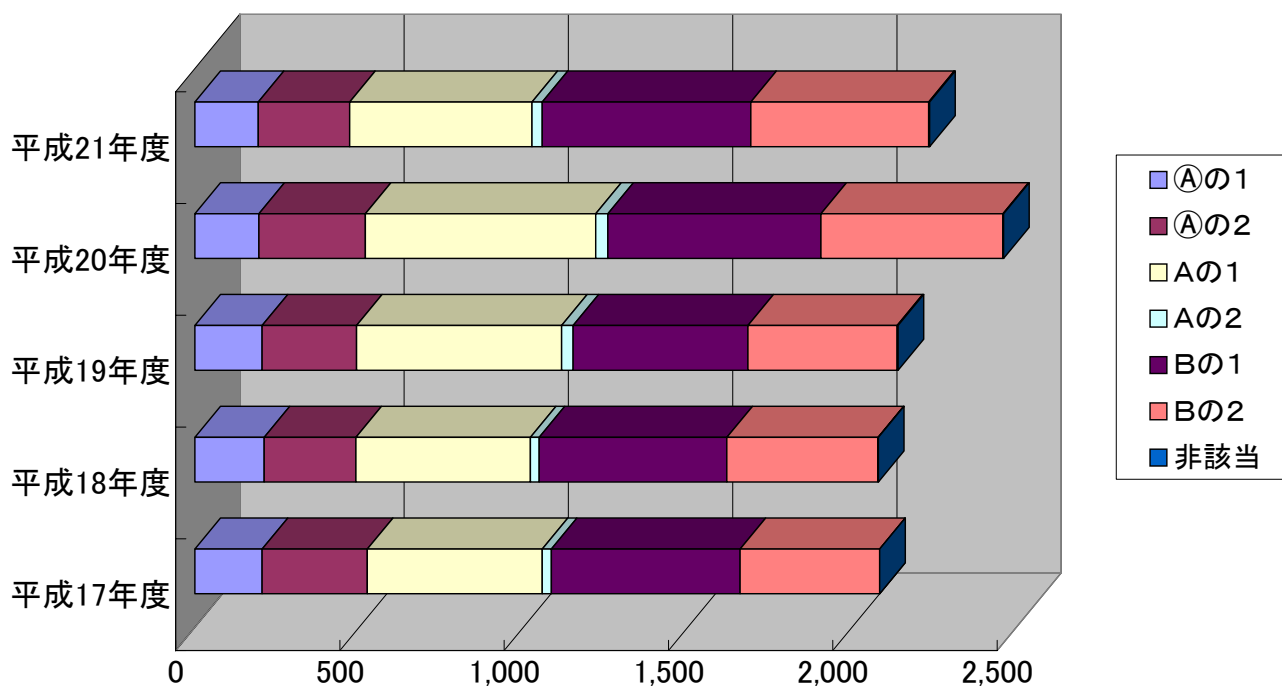
(7) 療育手帳交付・再判定状況

		㉠の1	㉠の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
中央	交付	3	7	36	5	71	72	2	196
	再判定	136	193	353	20	365	298	0	1,365
	計	139	200	389	25	436	370	2	1,561
東葛飾	交付	5	0	7	0	25	34	1	72
	再判定	49	78	159	6	174	137	0	603
	計	54	78	166	6	199	171	1	675
合計	交付	8	7	43	5	96	106	3	268
	再判定	185	271	512	26	539	435	0	1,968
	計	193	278	555	31	635	541	3	2,236



(8) 療育手帳程度別判定状況（平成17年度～平成21年度）

	㉠の1	㉠の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
平成17年度	205	320	532	28	574	425	0	2,084
平成18年度	211	279	531	27	571	460	1	2,080
平成19年度	205	287	624	35	532	454	3	2,140
平成20年度	195	324	701	37	648	554	2	2,461
平成21年度	193	278	555	31	635	541	3	2,236



(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況

実施年月日	対象地域	実施人員			委託援護実施者
		新規	継続	計	
21.11.2	袖ヶ浦市		1	1	柏市
21.12.7	富里市		1	1	富里市
22.1.29	東金市		1	1	東金市

(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計

区分	総合評価・意見	委託期間		計
		3年未満	3年以上	
1	雇用に切り換えることを検討する時期と考えられる			
2	まだ指導を継続する必要があると考えられる	2	1	3
3	他の処遇が適当と考えられる			
合計		2	1	3

<参 考>

療育手帳所有者数

区 分	重 度	中 度	軽 度	計
18歳以上	8,342	4,691	4,299	17,332
18歳未満	2,712	1,961	3,073	7,746
計	11,054	6,652	7,372	25,078

(千葉県を除く。) 県障害福祉課調 H22.3.31現在

県内知的障害児(者)数

18歳未満	18歳以上	計
7,873	17,767	25,640

(千葉県を除く。) 県障害福祉課調 H22.3.31現在

職親登録状況

県登録数	市町村登録数	計
0	162	162

(千葉県及び船橋市を除く。) 県障害福祉課調 H22.3.31現在

*平成15年度から登録事務は、各市町村で行っている。

知的障害者職親委託状況

受託職親数 61名
委託者数 81名 (男 66名 女 15名)

(千葉県及び船橋市を除く。) 県障害福祉課調 H22.3.31現在



IV 参 考 资 料



資 料 編

1 人工透析審査委員会設置運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく人工透析に関する自立支援医療（更生医療）（以下「更生医療」という。）の要否を審査するとともに、同法19条の66に規定する更生医療にかかわる指定自立支援医療機関に対する指導及び検査の充実を図り、更生医療の適正な給付を確保することを目的とする。

(設 置)

第2条 前条の目的を達するため、中央障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に人工透析審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構 成)

第3条 委員会は、委員3名をもって構成する。

(委員及び任期)

第4条 委員は、国公立病院の医師又はこれに準ずる病院の医師で人工透析療法に精通する者及び千葉県医師会の理事等のうちから委嘱し、相談センターの嘱託医師とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は月1回以上開催することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は各委員の持ち回り審査で処理することとする。〈持ち回り分は、次回の委員会で報告する。〉

(審査内容)

第7条 委員会は、更生医療を開始又は継続することの妥当性及び開始時期について審査する。

(審査方法)

第8条 委員会の審査は次の各号に掲げるものについて行う。

(1) 新たに人工透析を受けなければならなくなったため、更生医療の給付を申請した者。
(現に健康保険法、生活保護法等により人工透析を受けている者であって、更生医療の給付を申請した者を含む。)

(2) 人工透析を受けている者であって、治療の内容を変更する者。

(3) 更生医療により透析療法を継続している者。

2 審査の時期は、前項第1号及び第2号に掲げるものについてはその都度、同項第3号に掲げるものについては年1回行うものとする。

(指導監督)

第9条 委員会は知事の要請に従い、必要に応じ県内の指定自立支援医療機関に対し報告を求め、又は実地に診療録等を検査し、必要な指導を行うことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、相談センターに置く。

(附 則)

この要綱は、昭和56年9月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和59年10月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

2 障害程度審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 知事は、身体障害者福祉法（昭和24年 法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害程度の認定に適正を期するため、特に専門的知識及び技術を必要とする事項について、審査を行うための機関として中央障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に障害程度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 相談センター所長。
 - (2) 別表に掲げる障害種別を担当する医師。
- 2 前項第2号に規定する医師は、相談センターの職員たる医師又は嘱託医師をもって充てる。

(委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選による。
- 3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(審査内容)

第4条 審査委員会は、身体障害者更正相談所設置運営基準（身体障害者更正相談所の設置及び運営について：平成15年3月25日付け障発第0325001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の7（1）に基づき、相談センターに対して県本庁から医学的意見について求めのあった案件及び事項について審査する。

(委員会の開催)

第5条 審査委員会は、知事から依頼があった案件及び事項の状況に応じて、相談センター所長が適宜開催する。

- 2 審査委員会は、相談センター所長及び審査すべき案件を直接担当する医師のみをもって開催することができる。
- 3 審査委員会は、前項の規定により開催され決定された意見を審査委員会の意見とする。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、相談センターに置く。

(附 則)

この要綱は、昭和63年 2月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和63年 4月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年 4月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年 6月19日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成22年1月15日から適用する。

別 表

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・ 視 覚 障 害 | ・ 呼 吸 器 機 能 障 害 |
| ・ 聴 覚 障 害 | ・ ぼうこう又は直腸機能障害 |
| ・ 平 衡 機 能 障 害 | ・ 小 腸 機 能 障 害 |
| ・ 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 | ・ ヒト免疫不全ウイルス |
| ・ そ しゃく 機 能 障 害 | による免疫機能障害 |
| ・ 肢 体 不 自 由 | ・ 肝 臓 機 能 障 害 |
| ・ 心 臓 機 能 障 害 | |
| ・ 腎 臓 機 能 障 害 | |

3 補聴器適合精密判定実施要領

1 趣旨

聴覚障害者に対する身体障害者福祉法認定補聴器（以下「認定補聴器」と略す。）の場合出力等 J I S 規格に適合したものである。しかし、補聴器の音質については J I S の規程にないため、メーカーにより違いが存在する。この特性の違いは、特に感音性難聴の場合無視できず、認定補聴器であっても、メーカーにより聞き取り易さに違いが出てくる。

そこで、障害者相談センター（以下「相談センター」と略す。）では、聴覚障害者で中途失聴等により初めて補聴器を使用しようとする者や、現在使用中の補聴器がうまく適合していない者に対しより有効な補聴器を選択し、日常生活の向上を図ることを目的として、補聴器適合精密判定（以下「精密判定」と略す。）を実施する。

2 実施対象者

以下の各号に該当する者

- (1) 身体障害者手帳所有者。
- (2) 精密判定のため相談センターまで来所可能な者。
- (3) 相談センターで必要と認め本人の同意が得られた者。

3 精密判定概要

(1) 第 1 段階

- | | |
|-----------|--|
| 1 基礎検査 | ア 標準純音聴力検査（気導・骨導）
イ リクルートメント（補充現象）検査（S I S I 検査）
ウ 語音聴力検査（域値・弁別） |
| 2 補聴器装用検査 | ア 語音聴力検査
イ 騒音下会話聴取検査 |
| 3 2 器種選択 | 1, 2 の結果により 2 器種選択
日常生活での使用結果について、チェックリストに記入をお願いします。 |

(2) 第 2 段階

- 1 標準純音聴力検査
- 2 補聴器装用検査
- 3 チェックリストの検討
- 4 機種決定（本人選択による。）

(3) 第 3 段階（第 2 段階から 1 ヶ月後）

- 1 標準純音聴力検査
 - 2 補聴器使用状況についてチェック
 - 3 1, 2 の結果異常がなければ終了
- ※ 補聴器再使用の場合、1 を省略し、電話にて実施することもある。

(4) アンケート（第 3 段階から 6 ヶ月後）

補聴器の使用状況をチェック

4 精密判定の申込み

市福祉事務所または町村身体障害者福祉担当課からの精密判定依頼により受け付ける。様式は、従来からの判定依頼書による。

5 精密判定実施対象者の決定

補聴器の適合状況を考慮し、1 ヶ月 10 名の範囲内で相談センターが決定する。

6 実施日

障害者の都合も考慮し、相談センターが指定する。

7 精密判定開始日

昭和 55 年 7 月 1 日より開始する。

4 身体障害者（児）巡回相談実施要領

1 目的

本要領は、身体障害者福祉法第11条第3項の規定により、千葉県障害者相談センター（以下「相談センター」という。）が実施する巡回相談業について、必要な事項を定め、効果的かつ円滑な遂行を確保することを目的とする。

2 実施主体

相談センターが、県の関係各機関、身体障害者福祉法による援護実施者及び補装具業者並びに社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉協会の協力を得て実施する。

3 相談班の編成

次に掲げるものの中から、地区の実情に応じて相談班を編成する。
なお、必要に応じて手話通訳者を配置するものとする。

- ・ 医師及び看護師
- ・ 千葉社会保険事務局（障害「基礎」年金担当）
- ・ 各公共職業安定所
- ・ 健康福祉部社会福祉課（戦傷病者援護担当）
- ・ 各児童相談所
- ・ 社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉協会
- ・ 各支庁社会福祉課
- ・ 各市町村身体障害者福祉担当課
- ・ 相談センター

4 相談内容

相談は、次に掲げる事項について実施する。

- 1 身体障害者手帳、更生医療、補装具の交付及び修理、施設入所に関する相談。
- 2 職業に関する相談。
- 3 障害（基礎）年金に関する相談。
- 4 戦傷病者の援護に関する相談。
- 5 身体障害児の医療、補装具、施設入所に関する相談。
- 6 結婚相談。
- 7 その他、身体障害者の援護に関する相談。

5 実施日程及び会場

相談日及び相談会場は、別紙のとおりとする。

なお、開設時間は、原則として午前10時から午後3時までとする。

6 広報及び相談状況の把握

各援護の実施者は、巡回相談について広報し、管内の身体障害者及び家族への周知に努めるものとする。

なお、相談件数及び相談内容についてあらかじめ把握し、相談センターと事前に連絡を密に図ることとする。

※ 別紙は省略。

5 障害者相談援助事業実施要領

1 目的

この事業は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「センター」という。）が、身体障害者及び知的障害者等の更生援護に関し、市町村、施設及びその他の関係機関等（以下「援護の関係者」という。）からの求めに応じ、日常業務について専門的な相談及び専門的・技術的な援助等（以下「相談及び援助」という。）を実施することにより、援護水準の一層の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施

この事業は、次の各号の一に該当する場合に実施する。

- (1) 市町村及びその他の相談機関から援護の実施に関し、相談及び援助を求められた場合。
- (2) 施設から利用者の支援等について相談及び援助を求められた場合。
- (3) その他、事業目的達成のため援護の関係者に対し相談及び援助が必要な場合。

3 担当

この事業は、センターの専門スタッフの医師、看護師、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員、理学療法士及び言語聴覚士が担当する。また、必要により、センターは外部の専門スタッフを依頼する。

4 事業内容

- (1) 援護（更生）計画の策定が困難な者に対する相談及び援助。
- (2) 心理的要因により、対応することが困難な者に対する相談及び援助。
- (3) 重複障害のため、様々な評価検討により本人像を的確に把握する必要がある者に対する相談及び援助。
- (4) 各分野の専門スタッフによる長期にわたる評価検討の必要のある者に対する相談及び援助。
- (5) 他法の援護サービスとの調整を巡る相談及び援助。
- (6) 相談及び援助の事例検討を通じ援護水準の向上を目的とした研修の実施。
- (7) その他、支援に困難をきたしている者に対する相談及び援助。

5 依頼

援護の関係者は、本事業をセンターに依頼する場合「障害者相談援助事業依頼書」（様式相1）を管轄するセンターへ提出する。

6 実施方法

この事業は、訪問及び来所により実施する。センターの福祉司は、他の専門スタッフ及び援護の関係者等と連絡調整のうえ援助内容の検討及び日程調整を行う。

7 依頼の取り下げ

依頼を取下げ場合は、「取下げ書」（様式相2）により取下げるものとする。

8 その他

この要領は、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325001号）」、及び「知的障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325002号）」第2-1に基づくものである。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

※ 様式は省略。

6 障害福祉研修会実施要領

(目的)

第1条 障害者の援護に係る機関が、障害者とその環境を理解し、障害者処遇の質的向上を図ることを目的とする。

(主催)

第2条 主催は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」という。）とする。

(参加者)

第3条 参加者は、市及び町村の障害福祉担当職員とする。

(開催回数)

第4条 年2回を原則とする。（身体障害者の部、知的障害者の部各1回）

(幹事会)

第5条 第1条の目的を達成するため、相談センターに幹事会を設置する。

2 幹事会は別表により選出された機関をもって構成し、幹事の任期は1年とする。

3 相談センターは、常任幹事として幹事会の構成員とする。

4 幹事会はその必要に応じ、相談センターが召集する。

5 幹事会は、第6条の研修内容等について、意見を述べるものとする。

(研修内容)

第6条 研修会は、事例報告、文献研究、情報交換及び講演をもって行う。

2 研修会の議題は、社会福祉を取巻く社会情勢を考慮し、併せて幹事会の意見を参考として、相談センターが定める。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

障害者福祉研修会幹事会当番表

身体障害者の部・知的障害者の部

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A	船橋市	習志野市	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市
B	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	松戸市	野田市
C	佐倉市	四街道市	印西市	白井市	印旛村	本埜村	栄町
D	下総町	神崎町	八街市	富里市	酒々井町	成田市	佐倉市
E	八日市場市	旭市	多古町	東庄町	香取市	神崎町	多古町
F	大網白里町	九十九里町	匝瑳市	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市
G	勝浦市	市原市	芝山町	横芝光町	東金市	山武市	大網白里町
H	鴨川市	富浦町	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町
I	君津市	富津市	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町	勝浦市
J			鋸南町	館山市	鴨川市	南房総市	鋸南町
K			袖ヶ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市	八千代市	浦安市
B	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	松戸市	野田市	柏市
C	印西市	白井市	栄町	印西市	白井市	栄町	印西市
D	四街道市	八街市	富里市	酒々井町	成田市	佐倉市	四街道市
E	東庄町	香取市	神崎町	多古町	東庄町	香取市	神崎町
F	旭市	匝瑳市	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市	旭市
G	九十九里町	芝山町	横芝光町	東金市	山武市	大網白里町	九十九里町
H	長南町	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町
I	いすみ市	大多喜町	御宿町	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町
J	館山市	鴨川市	南房総市	鋸南町	館山市	鴨川市	南房総市
K	袖ヶ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	木更津市

障害者福祉研修会実施状況

年度	区分	開催年月日	会場	テーマ	参加者数	内 容
平成17年度	身体障害者関係 知的障害者関係	17.11.19	千葉県文書館 多目的ホール	1 行政説明 「障害程度区分認定調査実施手法について」	県 障 害 福 祉 課 5 人	1 説明 県障害福祉課 地域生活支援室 主査 景山 朋子
				2 " 「新しい事業体系等について」	市町村担当者 102 人	2 " 県障害福祉課 施設福祉推進室 副主幹 寺田 淳一
				3 " 「コミュニケーション支援事業について」	市 相 談 セ ン タ ー 1 人	3 " 県障害福祉課 障害保健福祉推進室 主幹 大塚 盛弘
				4 " 「補装具・日常生活用具について」	相 談 セ ン タ ー 10 人	4 " 県障害福祉課 障害保健福祉推進室 副主幹 蓬田 盛弘
				5 " 「市町村予算・準備作業等について」		5 " 県障害福祉課 企画調整班 主査 三浦 千春
				6 講演 「更生園の目指す今後の施設支援について」		6 講演 千葉リハビリテーションセンター更生園 生活支援員 飯沼 弥彦
平成18年度	身体障害関係 (市町村職員 新任者研修会)	18.5.10	千葉リハビリテーションセンター 大ホール	1 行政説明 「補装具制度の概要について」	市町村担当者 68 人	1 説明 障害者相談センター 上席身体障害者福祉司 増田 達夫
				2 " 「各補装具の基礎知識」	障 害 セ ン タ ー 10 人	2 説明 " 上席身体障害者福祉司 増田 達夫
						" 上席専門員 井関 雅雄
						" 醍醐 稔
						身体障害者福祉司 竹林 典弘
			上席身体障害者福祉司 増田 達夫			
			上席身体障害者福祉司 増田 達夫			
			判定課長 大原 久美子			
	知的障害関係 (市町村職員 新任者研修会)	18.5.15	千葉リハビリテーションセンター 大ホール	1 行政説明 「千葉県の障害者福祉行政の概要について」	県障害福祉課 2 人	1 説明 県障害福祉課 障害者計画推進室 主査 三浦 千春
				2 " 「障害者自立支援法の概要について」	市町村担当者 69 人	" " 地域生活支援室 副主幹 黒岩 史郎
3 " 「知的障害について」				障 害 セ ン タ ー 10 人	2 説明 障害者相談センター 心理判定員 深澤 礼子	
4 " 「自閉症について」					3 " " " 辻 久美子	
5 " 「知的障害者の更生相談について」					4 " " " 知的障害者福祉司 増田 達夫	
		5 " " " 身体障害者福祉司 竹林 典弘				
身障・知障共通	19.1.16	千葉市ハセノブプラザ* 社会福祉研修センター	1 行政説明 「障害者自立支援法について」	県障害福祉課 1 人	1 説明 県障害福祉課 地域生活支援室 副主幹 黒岩 史郎	
			2 " 「市町村地域生活支援事業の実施状況について」	市町村担当者 61 人	2 " 船橋市 障害福祉課 副主幹 佐藤 廣藤	
				中央管轄 12 人	柏市 障害福祉課 主査 加藤 正史	
				東葛飾管轄 10 人	" " 上席身体障害者福祉司 増田 達夫	
		3 説明 東葛飾障害者相談センター 中央障害センター 10 人	4 " 県障害福祉課 障害者計画推進室 室長 横山 正博			
		東葛飾障相センター 5 人				
		※千葉県障害者相談センターと合同研修 千葉県内福祉関係職員 47 人				
平成19年度	身体障害関係 中央・東葛飾共催 (市町村職員 新任者研修会)	19.6.11	千葉県文書館 多目的ホール	1 行政説明 「千葉県の障害福祉行政と障害者自立支援法の概要について」	県障害福祉課 1 人	1 説明 県障害福祉課 地域生活支援室 副主幹 黒岩 史郎
				2 " 「補装具費支給制度の概要」	市町村担当者 58 人	2 説明 東葛飾障害者相談センター 上席身体障害者福祉司 増田 達夫
				3 " 「各補装具の基礎知識」	中央管轄 19 人	3 説明 中央障害者相談センター ① 上席身体障害者福祉司 吉野 雅昭
					市障相センター 2 人	" " ② 専門員 醍醐 稔
					中央障相センター 6 人	" " ③ 上席専門員 井関 雅雄
		東葛飾障相センター 6 人	" " ④ 上席身体障害者福祉司 増田 達夫			
			4 " 中央障害者相談センター 身体障害者福祉司 竹林 典弘			
			5 講演 「高次脳機能障害支援普及事業について」	5 講演 千葉リハビリテーションセンター地域連携部 地域支援室長 江口 裕通		
	知的障害関係 中央主催 (市町村職員 新任者研修会)	19.5.21	県庁1階 多目的ホール	1 行政説明 「知的障害について」	市町村担当者	1 説明 中央障害者相談センター 心理判定員 青木 聡美
				2 " 「知的障害者の更生相談について」	中央管轄のみ 52 人	2 " " 上席知的障害者福祉司 持田 光夫
				中央障相センター 7 人		
知的障害関係 東葛飾主催 新任者研修会)	19.5.21	けやきプラザ	1 行政説明 「知的障害について」	市町村担当者	1 説明 東葛飾障害者相談センター 心理判定員 深澤 礼子	
			2 " 「療育手帳制度について」	東葛飾管轄のみ 19 人	2 " " 知的障害者福祉司 遠藤 敦子	
			3 " 「療育手帳の判定について」	東葛飾障相センター 9 人	3 " " " " "	
知的障害関係 東葛飾主催	19.11.13	けやきプラザ	1 講演 「C A S (千葉県発達障害者支援センター)の取り組みについて」	市町村担当者	1 説明 千葉県発達障害者支援センター 副センター長 田熊 立	
			2 " 「発達障害の理解と対応について」	東葛飾管轄のみ 21 人	2 講演 " " " " "	
			東葛飾障相センター 7 人			
知的障害関係 中央主催	19.12.5	千葉県文書館 多目的ホール	1 講演 「C A S (千葉県発達障害者支援センター)の取り組みについて」	市町村担当者	1 説明 千葉県発達障害者支援センター 副センター長 田熊 立	
			2 " 「発達障害の理解と対応について」	中央管轄のみ 52 人	2 講演 " " " " "	
			中央障相センター 7 人			
身障・知的共通 中央・東葛飾共催	19.1.29	千葉県文書館 多目的ホール	1 講演 「地域リハビリテーションの推進と福祉の役割」	千葉県ハ 2 人	1 講演 千葉リハビリテーションセンター センター長 吉永 勝訓	
			2 行政説明 「障害者の就労支援について」	視覚障害者総合 1 人	2 説明 県産業人材課 障害者就労支援室 室長 原田 良子	
			3 講演 「「障害者が地域で暮らす」を当たり前に」	支援センターちば 1 人	3 講演 視覚障害者総合支援センター 所長 高梨 憲司	
			4 パネルディスカッション テーマ「障害者の地域生活支援について」	県障害福祉課 1 人	4 パネルディスカッション 県産業人材課 1 人	コディネーター 視覚障害者総合支援センター所長 高梨 憲司
			5 行政説明 「補装具・自立支援医療事務について」	市町村担当者 54 人	パネラー 県障害福祉課地域生活支援室長 嶋田 恵吉	
			中央管轄 20 人	" 富里市社会福祉課 主査補 押切 功		
			東葛飾管轄 12 人	" 千葉リハビリテーションセンター更生園副部長 小滝 みや子		
			中央障相センター 8 人	5 説明 ①中央障害者相談センター上席身体障害者福祉司 吉野 雅昭		
			東葛飾障相センター	東葛飾障害者相談センター上席身体障害者福祉司 増田 達夫		
				②東葛飾障害者相談センター相談課長 石橋 昇		

年度	区分	開催年月日	会場	テーマ	参加者数	内 容
平成20年度	知的障害関係 東葛飾主催 (市町村職員 新任者研修会)	20.5.23	けやきプラザ 1階会議室	1 行政説明「知的障害について」 2 " " 「療育手帳制度について」 3 " " 「療育手帳の判定事務について」	市町村担当者 東葛管轄のみ 18人 東葛障相センター 7人	1 説明 東葛飾障害者相談センター 心理判定員 辻 久美子 2 " " " 知的障害者福祉司 遠藤 敦子 3 " " " " "
	知的障害関係 中央主催 (市町村職員 新任者研修会)	20.6.11	千葉県文書館 多目的ホール	1 行政説明「知的障害について」 2 " " 「知的障害者の更生相談について」	市町村担当者 中央管轄のみ 47人 中央障相センター 11人	1 説明 中央障害者相談センター 心理判定員 杉原 俊行 2 " " " 知的障害者福祉司 鈴木 徹
	東葛飾主催 (障害者福祉研 修会①)	20.9.9	けやきプラザ 1階会議室	1 DVD上映「自閉症の子どもたち」 2 講演「CAS（千葉県発達障害者支援センター）の取 組みについて」 3 講演「発達障害の理解と対応について」	市町村担当者 東葛管轄のみ 13人 東葛障相センター 7人	1 説明 千葉県発達障害者支援センター 副センター長 田熊 立 2 講演 " " " " "
	身体障害者福祉 関係実務研修会	20.10.16	けやきプラザ 1階会議室	1 行政説明「自立支援医療給付事務について」 2 " " 「補装具費支給事務について」	市町村担当者 東葛管轄のみ 18人 東葛障相センター 4人	1 説明 東葛飾障害者相談センター上席身体障害者福祉司 増田 達夫 2 " " " " "
	東葛飾主催 (障害者福祉研 修会②)	20.11.25	けやきプラザ 1階会議室	1 講演「統合失調症等の精神疾患の症状、治療等について」	市町村担当者 東葛管轄のみ 14人 東葛障相センター 9人	1 講演 千葉県精神保健福祉センター長 川島 道美
	身障・知的共通 中央・東葛飾共催	21.2.9	千葉県文書館 多目的ホール	1 講演「高次脳機能障害者の支援について」 2 行政説明「児童の特例補装具の支給について」 3 市町村からの実践報告 4 県障害福祉課からの報告と説明		1 講演 千葉リハビリテーションセンター地域連携部相談室 森戸 崇行 2 説明 東葛飾障害者相談センター上席身体障害者福祉司 増田 達夫 3 説明 野田市、茂原市、印西市 4 説明 県障害福祉課地域生活支援室 副主幹 黒岩 史郎
平成21年度	身体障害関係 中央・東葛飾共催 (市町村職員 新任者研修会)	21.5.18	千葉県文書館 多目的ホール	1 行政説明「補装具を必要とする疾病・障害について」 2 " " 「各補装具の基礎知識」 ①車いす・電動車いす・座位保持装置について ②義肢・装具について ③重度障害者用意思伝達装置について ④補聴器について 3 行政説明「補装具制度の概要」 4 " " 「自立支援医療の制度の概要と手続き」 5 " " 「障害者相談援助事業について」	市町村担当者 中央管轄 74人 東葛飾管轄 14人 中央障相センター 5人 東葛飾障相センター 5人	1 説明 中央障害者相談センター 看護師 吉田 初枝 2 " " 東葛飾障害者相談センター 看護師 細貝 八重美 " " 中央障害者相談センター 上席身体障害者福祉司 御簾納 和正 " " 東葛飾障害者相談センター 技師 萩原 幸子 " " 中央障害者相談センター 上席専門員 井関 雅雄 " " " " " " " 3 " " 東葛飾障害者相談センター 上席身体障害者福祉司 増田 達夫 4 " " 中央障害者相談センター 主査 廣瀬 勝行 5 " " 東葛飾障害者相談センター 上席身体障害者福祉司 増田 達夫
	知的障害関係 東葛飾主催 (市町村職員 新任者研修会)	21.5.15	けやきプラザ 1階会議室	1 行政説明「知的障害について」 2 " " 「療育手帳制度及び手帳の判定事務について」	市町村担当者 東葛管轄のみ 19人 東葛障相センター 7人	1 説明 東葛飾障害者相談センター 心理判定員 秋永 道太郎 2 " " " 知的障害者福祉司 遠藤 敦子
	知的障害関係 中央主催 (市町村職員 新任者研修会)	21.6.8	県庁本庁舎1階 多目的ホール	1 行政説明「知的障害について」 2 " " 「知的障害者の更生相談について」	市町村担当者 中央管轄のみ 61人 中央障相センター 11人	1 説明 中央障害者相談センター 心理判定員 杉原 俊行 2 " " " 知的障害者福祉司 持田 光夫
	東葛飾主催 (障害者福祉研 修会①)	21.9.3	けやきプラザ 1階会議室	1 講演「CAS（千葉県発達障害者支援センター）の取組み について」 2 " " 「発達障害の理解と対応について」	市町村担当者 東葛管轄のみ 12人 東葛障相センター 8人	1 講演 千葉県発達障害者支援センター 副センター長 田熊 立 2 講演 " " " " "
	知的障害関係 中央主催 (障害者福祉研 修会)	21.10.21	千葉リハビリテーショ ンセンター研修室	1 講演「知的障害児（者）に併発する精神障害について」	市町村担当者 中央管轄のみ 41人 中央障相センター 9人 東葛障相センター 4人	1 講演 千葉リハビリテーションセンター 精神科部長 大島 龍男
	東葛飾主催 (障害者福祉研 修会②)	21.12.15	けやきプラザ 1階会議室	講演「精神疾患の理解〔自閉症と統合失調症の関係につ いて〕」	市町村担当者 東葛管轄のみ 11人 東葛障相センター 6人	1 講演 緑ヶ丘セントラルクリニック 院長 鈴木 茂
	身障・知的共通 中央・東葛飾共催 障害者福祉研修会	22.1.18	千葉県自治会館	1 自立支援医療費支給事務について ①要否判定の取扱いについて ②肝機能障害の取扱いについて ③その他 2 講演「発達障害者（児）の支援について」	市町村担当者 中央管轄 70人 東葛飾管轄 14人 中央障相センター 5人 東葛飾障相センター 5人	1 説明 中央障害者相談センター 主査 廣瀬 勝行 " " 東葛飾障害者相談センター 主事 川又 麻理子 2 講演 千葉県発達障害者支援センター長 与那嶺 泰雄